

平成28年12月9日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成28年12月9日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員長	志子田 吉 晃 君		
副委員長	鎌 田 礼 二 君		
委 員	小 野 幸 男 君	香 取 嗣 雄 君	
	伊 藤 博 章 君	伊 勢 由 典 君	

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市民総務部長	神 谷 統 君	市民総務部 政策調整監	佐 藤 修 一 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐 藤 俊 幸 君	市民総務部 政策課長	相 澤 和 広 君
市民総務部 財政課長	末 永 量 太 君	市民総務部 税務課長	武 田 光 由 君
市民総務部 市民安全課長	伊 藤 英 史 君	教育委員会 教 育 長	高 橋 睦 麿 君
教育委員会 教育部長	菅 原 靖 彦 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡 辺 常 幸 君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本 田 幹 枝 君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊 東 英 二 君

事務局出席職員氏名

事務局次長		事務局次長	
兼議事調査係長		兼議事調査係長	
事務局長	安 藤 英 治 君	鈴木 忠 一 君	
議事調査係主査	平 山 竜 太 君	議事調査係主事	片 山 太 郎 君

会議に付した事件

議案第 83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 議案第 84号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 85号 塩竈市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 86号 塩竈市個人番号カード利用条例等の一部を改正する条例
- 議案第 87号 平成28年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 93号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第 94号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第 95号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第 96号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第 97号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第 98号 町の区域を変更することについて
- 議案第100号 塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について
- 議案第101号 塩竈市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託について
- 議案第102号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第83号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第84号「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第85号「塩竈市市税条例等の一部を改正する条例」、議案第86号「塩竈市個人番号カード利用条例等の一部を改正する条例」、議案第87号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第93号ないし議案第96号の「工事請負契約の一部変更について」、議案第97号「あらたに生じた土地の確認について」、議案第98号「町の区域を変更することについて」、議案第100号「塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定について」、議案第101号「塩竈市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託について」、議案第102号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の14件であります。

これより議事に入ります。

議案第83号ないし第87号、議案第93号ないし第98号、第100号ないし第102号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 ただいまより、総務教育常任委員会のご審査を賜ります。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例外、14件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長から簡潔明瞭にご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、まず総務課より議案第83号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料No.1の定例会議案及び資料No.6の議案資料をご用意いただきたいと思います。と存じます。

まず、資料No.1の定例会議案の14ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

提案理由にございますように、本条例は平成28年人事院勧告を踏まえまして、本市の一般職の職員の給与等について所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、資料No.6、議案資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

2の民間企業との較差に基づく給与改定といたしまして、(1)月例給につきましては行政職給料表について、初任給及び若年層については1,500円、その他についてはそれぞれ400円、全体の平均改定率は0.2%の引き上げを行うものでございます。また、技能労務職や企業職員等、規則に定めるほかの給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げようとするものでございます。

次に、(2)の期末・勤勉手当につきましては、一般職の職員の期末勤勉手当の支給月数を現行の年間4.20月分から4.30月分に0.1カ月分引き上げるもので、勤勉手当に配分をいたします。この配分は支給月数の表にございますように、平成28年度につきましては12月期の勤勉手当で0.1月分、29年度以降は6月期と12月期それぞれに0.05月分ずつ配分するものでございます。これらの改定の実施時期は公布の日からといたしまして、平成28年4月1日から遡及適用を行おうとするものでございます。

次に、(3)の給与制度の改正でございますが、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それで得られる原資を子に係る手当に配分するもので、具体的には配偶者については現行月額1万3,000円を6,500円に、子については現行月額6,500円を1万円にするものでございます。実施時期は平成29年4月1日から段階実施といたします。

なお、5ページから12ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただくようお願いいたします。

議案第83号については以上でございます。

続きまして、議案第84号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

同じく資料No.1、定例会議案並びにNo.6の議案資料にてご説明をさせていただきます。

まず、資料No.1の定例会議案の16ページをお開きいただきたいと存じます。

本条例は、提案理由にございますように、こちらも平成28年人事院勧告を踏まえまして、本市の特別職の職員、市議会議員の皆様及び市立病院事業管理者の期末手当等について、所要の改正を行うものでございます。

では、資料No.6の議案資料の19ページをごらんいただきたいと思います。No.6の19ページでございます。

改正の内容でございますが、2の期末手当等の改正をごらんいただきたいと存じます。

(1)にございます市長、副市長、教育長の特別職、並びに(2)の市議会議員の皆様につきましては、いずれも期末手当の支給月数を0.1月分引き上げ、現行の3.15月分から3.25月分に引き上げようとするものでございます。(3)の市立病院事業管理者につきましては、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、期末勤勉手当の年間合計で現行の4.20月分から4.30月分にしようとするものでございます。なお、いずれの場合も平成28年度においては12月期で引き上げを行う一方、平成29年度以降につきましては6月期と12月期にそれぞれ0.05月分ずつ配分し、年間で0.1月分とするものでございます。実施時期は平成28年12月1日から遡及適用いたします。

なお、同じ資料の16ページから18ページには新旧対照表を記載しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

議案第84号につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 続きまして、議案第85号塩竈市市税条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

資料No.1の市議会定例会議案の17ページから24ページ、また資料No.6、定例会議案資料の20ページから40ページまでが該当となりますが、主に資料No.6、議案資料の39ページ、40ページ、こちらでご説明させていただきます。

平成28年度の税制改正に関連いたしました地方税法等の改正に伴い、本市の税条例が影響を受ける部分の改正を行おうとするものでございます。今回の条例改正は大きく分けますと3点ございますので、その概要を2でご説明させていただきます。

まず、(1)平成29年1月1日施行の個人市民税の課税の特例でございます。特例適用利子等、または特例適用配当等、これは下段に注釈がありますが、国内居住者が支払いを受ける法で規定する外国の団体から受ける利子所得、配当所得等でございます。これに係る所得を分離課税とする内容となっております。

次に、(2)平成29年4月1日施行の軽自動車税の軽課税率措置の延長でございます。平成28年度から軽自動車税が引き上げとなっており、平成27年1月1日以降に取得した新車と13年経過車に適用されておりますが、この引き上げとセットで平成28年度が初年度の場合に限

り適用されておりました、排出ガス性能及び燃料性能に優れた軽自動車に対しての軽減措置、いわゆるグリーン化特例というものでございますが、こちらが平成29年度にも延長適用される内容となっております。具体例につきましては下表に取りまとめてございますので、ご参照ください。

続きまして、(3)平成30年1月1日施行の医薬品等購入費の医療費控除の特例でございます。平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入した医薬品に限り適用されますが、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして検診等の取り組みを行った個人がスイッチO T C薬、医療用から移行した成分が用いられる要指導医薬品及び一般用医薬品でございますが、その購入費用に対して所得控除の特例が受けられる制度でございます。

40ページをごらんください。

従来制度でございますと、所得が200万円以上の場合ですと保険給付等がない場合として年間の対象支出から10万円を差し引いた額が控除の対象となります。新設された特例制度②でございますが、来年から5年間の期間限定でございますが、検診等の医師が関与する取り組みを受けるという前提のもと、厚生労働省の指定する一般用医薬品、医師の処方箋がないものでございますが、これを購入した場合、1万2,000円を超えた部分が医療費控除の対象となるものでございます。なお、新制度はあくまでも市販品、つまりスイッチO T C薬の購入費だけでございますので、医者にかかった分ですとか処方箋の薬代とかといったものとの合算はできない形となっております。

しかしながら、これまでの医療費控除がなくなるわけではございませんので、一緒にかかった分などが多い場合ですとか合算したほうが有利であれば、そちらの従来制度を利用することも可能となります。ただの利用制度を同じく併用して活用することはできませんので、どちらか有利なほうを活用する形になります。

また、この資料に記載のほか、法改正に伴う文言の整理がございますが、こちらにつきましては本市の取り扱いに影響が出るものはございません。

以上ご説明させていただきましたが、本資料の20ページから38ページに条例改正の新旧対照表が、資料番号1番の17ページから24ページに改正条例案がそれぞれ掲載されておりますので、ご参照ください。

議案第85号につきましては以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 引き続き、議案第86号塩竈市個人番号カード利用条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料No.1、定例会議案25ページの塩竈市個人番号カード利用条例等の一部を改正する条例と、資料No.6、議案資料の43ページをお開きください。議案資料の43ページでご説明させていただきたいと思います。

まず、1の概要と2のコンビニ交付で取得ができる各種証明書でございますが、平成29年2月1日のコンビニ交付導入に向け関連する条例の改正を行い、住民票の写しや印鑑登録証明書等を交付できるようにするものです。

3の改正内容でございます。まず、(1)の印鑑登録証明書の取得についてでございますが、現行は印鑑登録証明書の交付には本人確認等の印鑑登録証の提示が必要でございますが、コンビニでの交付の場合、マイナンバーカードに記録されている情報で本人を確認するための条例改正を行うものでございます。

なお、印鑑登録証明書以外の各種証明書につきましては、既に電子証明書等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律によりましてマイナンバーカードで本人を確認できる規定があるため、条例等による対応は必要ございません。

(2)の手数料についてでございます。下の表のとおり、戸籍謄抄本や印鑑登録証明書などは1通当たりの手数料は一律となっておりますが、世帯の人数により増加する住民票の写しにつきましては、コンビニ交付の場合、システムの都合上、一律にする必要がございます。そこでコンビニ交付のみ、住民票の写しの手数料を一律200円にするための条例改正を行うものです。(4)の執行日でございますが、コンビニ交付の導入と同じ平成29年2月1日といたしたいと考えております。

なお、前の41ページ、42ページの新旧対照表は、右側の表の現行の下線部を左側の表、改正案の下線のとおり変更する内容となっております。

議案第86号の説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○志子田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 続きまして、政策課より議案第87号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、議会運営事務それからNEWしおナビ100円バス新ルート便につきまして、及び浦戸地区燃料輸送費助成事業につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議会運営事務につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料No.3、平

成28年度塩竈市一般会計補正予算の7ページ、8ページをお開き願います。

補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第1款議会費第1項議会費第1目議会費といたしまして、議会運営事務38万9,000円を計上するものでございます。内容といたしましては、ケーブルテレビを活用した議会中継を行うことで、インターネット中継による取り組みとあわせて市政と市議会に關します情報発信の充実を図るための費用でございます。

内訳といたしましては、12月及び2月定例会本会議、2月定例会におけます予算特別委員会中継分の議会放送業務委託料といたしまして、事業費の全額となります38万9,000円の増額補正をお願いする内容でございます。

続きまして、NEWしおナビ100円バス新ルート便につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.2、平成28年度塩竈市一般会計補正予算の4ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正をごらん願いたいと思います。NEWしおナビ100円バス新ルート便につきましては、本年度から平成31年度までの契約とし、支払いにつきましては平成29年度を初年度といたしますことから、資料にございます1. 追加の表の1行目に記載しておりますとおり、NEWしおナビ100円バス運行業務委託、平成28年度といたしまして期間を平成28年度から平成31年度までとし、限度額4,349万6,000円を計上してございます。財源につきましては、復興交付金の効果促進事業を活用してまいります。

次に、事業概要についてご説明を申し上げます。資料No.6、定例会議案資料の60ページ、61ページをごらん願います。

1. 概要でございますが、本年7月15日から試験運行を開始しておりますNEWしおナビ100円バス新ルート便につきまして、来年4月以降、本格的なバス運行を実施するものでございます。

2. 新ルート便の試験運行の実績についてであります。10月末現在、72日間運行いたしまして、利用者合計数が9,633名でございます。1日当たりの利用者数は期間集計値で133.8人、新ルート便としましては3コース運行しておりますので、1コース当たりの利用者数は期間集計値で11.2人でございます。

3. 平成29年度の運行についてでございますが、今回の試験運行を踏まえまして復興交付金の効果促進事業を活用して運行を行いますとともに、運行調査につきましてもあわせて実施してまいります。

(1) 運行形態であります、①運行便数につきましては1日4便、運行日数につきましては土日・祝日、年始の2日・3日を除きます平日、運賃等につきましては100円、小学生以下等につきましては50円としまして、試験運行の内容を踏襲してまいりたいというふうに考えてございます。②時刻表及び運行路線につきましては、北浜災害公営住宅等のバス停を追加いたしますことから、一部変更を予定してございます。

(2) 車両についてであります、①路線の状況及び乗車実績を踏まえまして、試験運行と同様にマイクロバスとしてまいります。また、②乗り合い仕様といたしますので、降車ボタン等、記載のと通りの車内装備を実施してまいります。

4. 事業費及び財源内訳につきましては、先ほど補正予算の説明の際に申し上げた内容を記載しておりますので、ご参照願います。

5. スケジュールでございますが、12月に地域公共交通会議の開催、12月定例会におきまして関連予算等をご承認いただきましたら、運行事業者との委託契約の締結、来年1月に運行許可申請、4月から本格的な運行を開始して、来年5月からはあわせて運行調査について実施をしてまいります。

61ページには、6. 新規ルート of 路線図といたしまして、現在運行しております新ルート便の路線図を掲載しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

NEWしおナビ100円バス新ルート便につきましては以上でございます。

続きまして、浦戸地区燃料輸送費助成事業についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.3、平成28年度塩竈市一般会計補正予算説明書の9ページ、10ページをお開き願います。

説明の都合上、初めに歳出予算からご説明を申し上げます。

補正をお願いいたします歳出予算でございますが、第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費といたしまして、浦戸地区燃料輸送費助成事業49万4,000円を計上してございます。内容といたしましては、浦戸地区にお住まいの方が使用する灯油につきましては船舶での輸送を行っておりますので、その輸送費が灯油価格に上乗せされ割高となっているほか、潮位や積載量等の制約を受けた輸送となっておりますことから、浦戸地区における灯油の価格差是正及び安定供給を図るための助成費用でございます。

内訳といたしましては、負担金補助金及び交付金といたしまして、事業費の全額となります49万4,000円の増額補正をお願いする内容でございます。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の5ページ、6ページにお戻り願います。

第18款繰入金第1項財政調整基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金としまして、補正額486万9,000円のうち、説明欄に記載しておりますとおり、浦戸地区燃料輸送費助成事業といたしまして歳出予算と同額でございます49万4,000円を計上してございます。

次に、事業の概要についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、資料No.6、定例会議案資料の62ページ、浦戸地区燃料輸送費助成事業についてをお開き願います。

1. 事業概要でございますが、先ほど歳出予算でご説明を申し上げました内容について記載をしております。

2. 対象者につきましては、浦戸地区に居住する者としてございます。

3. 助成額についてでございます。助成額の考え方ではありますが、2つの視点で支援してまいります。1つ目は、①輸送費相当分を助成いたしますことで、価格差の是正について。2つ目は、②燃油需要に応じて輸送を支援させていただくことで、安定供給を図ってまいりたいと考えてございます。具体的には②の下、米印で記載しておりますとおり、現在、1回の燃油輸送につきましては、輸送費を抑制する観点から、最大積載量でございますドラム缶20缶で実施しております。今回の取り組みによりまして、ドラム缶20缶に達しない時点での輸送と需要に応じた輸送が可能となるというふうに考えてございます。

年間の輸送費の助成の考え方につきましては、囲み線で記載しておりますとおり、平成27年度の灯油輸送実績がドラム缶で306缶、輸送費の年間助成回数を月2回相当で24回を上限と考えておりますので、輸送1回当たりドラム缶で13缶分の灯油輸送について助成を図るものでございます。

(2) 助成回数ではありますが、今ご説明しました考え方に基づきまして、米印で記載してございますとおり、平成28年1月から3月までの灯油輸送実績でございます、ドラム缶121缶を輸送1回当たりのドラム缶支援分13缶で除した10回分を上限に助成させていただくものでございます。

(3) 実施日につきましては、来年1月1日からというふうに考えてございます。

(4) 助成方法ではありますが、宮城県漁業協同組合でございます塩釜市浦戸支所、塩釜市浦戸東部支所を通して実施してまいります。

4. 事業費及び財源内訳につきましては、先ほど歳入歳出予算でご説明申し上げました内容

について記載しておりますので、ご参照願います。

政策課からのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、議案第87号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、市民総務部総務課所管の2件についてご説明をいたします。

資料No.3の9ページ、10ページをお開きいただきたいと存じます。

今回、補正予算をお願いいたしますのは、10ページの右側の事業内訳にございますとおり、訴訟及び行政不服審査請求事務、並びに東日本大震災追悼式開催費の2件でございます。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

第2款第1項第1目の一般管理費でございますが、10ページのうち、ただいま申し上げました事業内訳欄の順でご説明いたします。

まず、訴訟及び行政不服審査請求事務でございますが、13節委託料といたしまして顧問弁護士委託料18万4,000円を計上してございます。内容につきましては、資料No.6、議案資料の57ページをごらんいただきたいと思います。

1の概要にございますとおり、仙台地方裁判所への住民訴訟の提起に伴いまして、本市顧問弁護士を代理人とするために必要な着手金を計上するものでございます。9月定例会において原告を同じくし、訴えの内容も重複する部分の多い事件につきまして、着手金の補正予算を計上しているところでございますが、裁判所の取り扱いとして別事件ということになりますので、訴訟費用も別途、発生するということになりまして、今回、補正予算をお願いするものでございます。

2の住民訴訟の概要でございますが、(1)経緯といたしましては緊急雇用創出事業に関し、委託先からの過剰請求分の返還措置を求めることなどを内容とする住民監査請求を受けまして、本市監査委員が通知した監査結果を不服として請求人が平成28年9月8日付で仙台地方裁判所に住民訴訟を提起したものでございます。なお、訴状は平成28年9月26日付で本市に送付されておるところでございます。

(2)の訴えの内容は記載のとおりでございますが、具体的な金額を争うものではなく、9月定例会において着手金の補正予算を計上いたしました訴訟と同様、2件の委託契約について市が不当利得返還請求を行う事実が違法であるということを確認するという内容となっております。

次に、本件の着手金ですが、原告は総額を算定困難なものとして民事訴訟費用等に関する法律に基づき160万円とみなしておりますが、このような場合、弁護士のほうでは日本弁護士連合会等に定める報酬規定におきまして、着手金算定における経済的利益を800万円と見ることとして計算してございます。また、今回は9月定例会で着手金を計上いたしました継続中の先行事件と重複する部分が多いということがございまして、着手金の額を2分の1、すなわち下線を引いております18万3,600円とすることで顧問弁護士と協議をしているところでございます。なお、表にありますように財源につきましては全額一般財源となります。

住民訴訟に係る着手金については以上でございます。

次に、恐縮でございますが、資料No.3の9ページ、10ページにお戻りいただきたいと存じます。

総務課所管の2件目は、10ページの事業内訳欄にございます東日本大震災追悼式開催費でございます。8節報償費等々を含めまして、合計437万5,000円を計上しているところでございます。内容につきましては、資料No.6の58ページでご説明申し上げます。

2の追悼式の開催概要にございますとおり、東日本大震災の発災から6年目となります平成29年3月11日、塩釜ガス体育館におきまして追悼式を開催したいと考えております。形式、規模につきましては例年規模としまして、千賀の浦緑地のモニュメント前における献花についても実施をしております。ご案内はご遺族、来賓、一般参加者、市関係者など、700名程度を見込んでおるところでございます。

4のスケジュールでございますが、本予算をお認めいただけましたならば、1月には来賓出席者等を選定いたしまして、2月にご案内の送付と広報等での告知を行い、平成29年3月11日に向けた準備を進めたいと考えてございます。

次に、資料No.3の5ページ、6ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入といたしまして、18款繰入金1項基金繰入金7目ふるさとしおがま復興基金繰入金として437万5,000円を財源として計上しておるところでございます。

総務課所管の補正予算につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第87号平成28年度塩竈市一般会計補正予算につきまして、財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.6の第4回市議会定例会議案資料59ページをお開きください。

インターネット接続セキュリティ強化について説明申し上げます。

前段、口頭で恐縮ですが、これまでの経緯を簡単に説明させていただきます。

昨年発生しました、日本年金機構における個人情報流出事件は記憶に新しいところでございますが、この事件を受けまして多くの住民情報を扱う地方自治体においても、これまで以上のセキュリティ対策をしなければならないとの考えのもと、平成27年12月25日付で総務大臣名による新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化についてという通知が全国の都道府県市区町村に出されました。本年2月定例会におきましてお認めいただきました、マイナンバーのデータがパソコンから持ち出しできないようにする設定ですとか、住民情報を扱う回線とインターネット回線を物理的に分離する設定については、この通知文をもとに実施したものでした。そして今回のインターネット接続セキュリティ強化事業につきましても、まさにこの国の通知文により実施するものであります。

では、改めまして1の概要でございます。2段落目から説明いたします。

このたび、宮城県におきまして国の通知に基づき、セキュリティクラウドが整備されることとなりましたことから、本市の業務用パソコンでのインターネット接続を、従来の一般的な接続回線から宮城県のセキュリティクラウドを経由する接続回線に変更することにより、インターネット接続におけますセキュリティ対策をより向上させるものでございます。

2のインターネット接続回線についてですが、図をごらんください。現在は塩竈市役所の業務用パソコンや県、他市町村の業務用パソコンがおのおのNTT回線などを使って民間プロバイダ経由でインターネットに接続されている状況です。もちろんそれぞれ強固なセキュリティを施した上での接続環境ではありますが、それが変更後でございますとおり、みやぎハイパーウェブという専用回線を使って、宮城県が整備しますセキュリティクラウドというサーバーを経由してインターネットに接続されることとなります。

では、このセキュリティクラウドを経由するとどのようにセキュリティが強化されるのかということですが、次の3番をごらんください。まず、①のセキュリティ対策事業者により、24時間監視体制がとられることとなります。また、②ふるまい検知の導入。これは未知のウイルスによって疑わしい動作を検知し、遮断するものでございます。そして、③セキュリティ技術の一つでありますファイアーウォールよりもより高度な不正侵入検知システム、不正侵入防御システムの導入。そして、④本市のホームページサーバーも24時間監視体制に入り、

不正侵入や改ざんを検知するというものであります。

4の事業費及び財源内訳ですが、回線の変更とセキュリティクラウドへの接続に際しまして、必要な設定作業費としまして47万1,000円を一般財源で計上させていただきました。

最後に、5のスケジュールでございます。予算をお認めいただきますれば、来年1月に業務委託を発注し、3月に完了、接続を開始したいと考えております。

では、引き続きましてこのインターネット接続に係る予算を含めまして、財政課所管の予算を説明いたします。

恐れ入ります、資料No.3の補正予算説明書、9ページ、10ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。

歳出の2款総務費1項総務管理費7目企画費であります。96万5,000円の増額補正であります。そのうち、内部情報システム費としまして47万1,000円の計上でございます。ただいま説明いたしましたインターネット接続セキュリティ強化のための接続設定作業委託料でございます。

次に歳入ですが、恐れ入ります、同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金であります。4,445万1,000円の計上であります。これはただいまの内部情報システム費を含めまして、今回の補正予算の所要一般財源として計上しております。また、1つ上になりますが、18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金でございます。1,028万7,000円の減額補正であります。これは財政調整基金を一般財源として予算化していた各種事業につきまして、決算を見越した整理予算として減額補正となったことに伴いまして、財源であります繰入金も減額となるものであります。

補正予算の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 議案第87号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、市民安全課が所管いたします宮城県ドクターヘリ臨時離着陸場の環境整備事業についてご説明させていただきます。

説明の都合上、歳出予算からご説明いたしますので、資料No.3の13ページと14ページをお開き願います。

第4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費に右側の事業内訳に記載のとおり、ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業といたしまして、15節工事請負費に140万1,000円を

補正計上するものでございます。財源となる歳入については、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金2節保健衛生費補助金に、宮城県ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業補助金といたしまして93万4,000円を計上いたしております。

では、事業の内訳を簡単にご説明いたしますので、議案資料No.6の68ページをごらんください。

1の事業の概要でございますが、平成28年10月28日に運用が開始された県のドクターヘリのランデブーポイントについては、本市では3カ所が指定されております。ドクターヘリは緊急時に運行されるため、ランデブーポイントに指定されていることを日ごろから周知するための表示板を設置しようとするものでございます。

2の整備内容は、表示板を(3)の表のランデブーポイント3カ所全てに設置します。設置には、(4)の整備費補助金にあります県のドクターヘリランデブーポイント環境整備事業補助金を活用し、その補助率は10分の10、100%となっております。なお、補助対象は市町村有地のみとなっておりますので、県有地については補助対象外というふうになっております。

3の事業費及び財源内訳についてですが、事業費は先ほども説明したように140万1,000円、市有施設2カ所分の県補助金を充当し、県有施設の1カ所については全て一般財源で対応してまいりたいというふうに考えております。

議案第87号のうち、宮城県ドクターヘリ臨時離着陸場の環境整備については以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 同じく、一般会計補正予算のうち教育総務課所管についてご説明申し上げます。説明の都合上、資料No.2とNo.3、あわせて資料No.6をご用意ください。

まず初めに、資料No.6の56ページをお開きください。

小学校長寿命化改良工事についてでございます。事業概要でございますが、国の平成28年度補正予算を活用し、平成29年度に計画していました月見ヶ丘小学校の長寿命化改良工事を前倒して行い、学校施設の整備を早期に取り組むものでございます。2期工事の概要でございますが、そこに書かれております①から⑤までの内容となっております。

配置図でございます。今年度の完成を目指しております1号校舎の外壁工事、あと2号校舎の長寿命化改良工事に続きまして、今回2期工事として3号、4号校舎の長寿命化改良工事を行っていくものでございます。右側には3号、4号校舎の現況を写真で示しております。

事業費及び財源内訳でございます。まず事業費でございますが、2億2,772万2,000円を予定しております。財源内訳としましては、国の交付金として7,174万8,000円、また起債償還時に交付税措置に見られます地方債としまして1億5,580万円、あとは一般財源として17万4,000円でございます。

続きまして、補正予算の内容でございます。資料No.3の19ページ、20ページをお開きください。

まず、歳出からご説明させていただきます。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費のうち、15節工事請負費として学校施設環境改善工事としまして2億2,772万2,000円を計上しております。

次に、歳入でございます。同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目教育費国庫補助金のうち、1節小学校費補助金として学校施設環境改善交付金として7,174万8,000円を計上するものでございます。

次のページ、5ページ、6ページをお開きください。

一番下の21款市債として、1項市債7目教育債のうち1節小学校債として、小学校施設整備事業債として1億5,580万円を計上するものでございます。

資料No.2の4ページをお開きください。

一番下の表、地方債補正の変更についてでございます。表の中段、小学校施設整備事業のうち、今まで限度額を2,250万円としたものに今回の補正額1億5,580万円を加えることによりまして、限度額を1億7,830万円とするものでございます。

続きまして、資料No.6の74ページをお開きください。

中学校部活動備品等整備事業についてでございます。まず事業概要でございますが、阪神・淡路大震災1.17チャリティーサッカー実行委員会様から今回いただきました寄附金を活用し、市内中学校の部活動の備品整備を行っていくものでございます。整備内容でございますが、市内中学校のサッカー部の備品を整備したいと考えております。

予算でございます。資料No.3の19ページ、20ページをお開きください。

まず歳出でございます。

10款教育費 3項中学校費 2目教育振興費のうち、18節備品購入費として学校用備品30万円を計上するものでございます。

歳入としましては、同じ資料の5ページ、6ページです。

一番上の17款寄附金として、1項寄付金1目一般寄付金にチャリティーサッカー実行委員会様からの寄附金30万円を充てる予定でございます。

続きまして、資料No.6の75ページをお開きください。

学校給食調理業務の一部委託の拡大についてでございます。概要でございますが、調理につきましては行財政改革推進計画に基づきまして退職者不補充、あと非常勤職員化を進めてございます。このことを踏まえまして正職員2名、非常勤の配置を基本としてきておりましたが、正職員の退職が相次いだことにより、平成27年度から第一中学校・第二中学校において調理業務の一部委託を行っておるところでございます。今後の正職員数の推移によりますと、平成29年度から各学校正職員2名の配置体制が困難となりますことから、玉川中学校の学校給食調理業務の一部委託を今回実施させていただくものでございます。

3の委託業務内容でございますが、第一中学校・第二中学校と同様にそこに書かれております調理、配膳、洗浄、清掃作業業務でございます。なお、献立作成、栄養管理、食材発注につきましては、従来どおり教育委員会の栄養士が行うことになっております。

委託期間でございますが、平成29年度から31年度までの3カ年間、スケジュールにつきましては1月に委託業者を決定させていただき、保護者説明会、あとは事業に係る引き継ぎ、研修等を行いながら4月の委託開始に向けてまいりたいと思っております。

予算についてでございますが、資料No.2の4ページをお開きください。

債務負担行為の補正の追加でございます。今回、学校給食調理業務一部委託としまして、平成28年度から31年度まで3,628万8,000円を債務負担行為限度額として追加するものでございます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 伊東市民交流センター館長。

○伊東教育委員会教育部市民交流センター館長 続きまして、議案第87号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、教育部市民交流センターから所管についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.3、一般会計補正予算説明書19ページ、20ページをお開き願います。説明の都合上、歳出予算から説明させていただきます。

第10款教育費 4項社会教育費 6目市民交流センター費、右の事業内訳欄、市民交流センター管理運営費におきます施設補修等工事及び遊ホール協会補助金についてご説明させていただきます。

まず、施設補修等工事費についてでございますが、これは当初予算におきましてお認めいただいております遊ホール音響調整卓更新事業が完了し、事業費が確定したことに伴い、15節工事請負費124万8,000円を減額補正するものでございます。

次に、遊ホール協会補助金でございます。これは遊ホール協会の自主事業、市民参加型企画事業、市民ミュージカルの実施に当たり、文化庁の文化芸術振興費補助金の交付決定を受けたことに伴いまして、19節負担金補助金及び交付金として102万円を補正計上するものでございます。

続きまして、これらの財源となります歳入につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、同じ資料3ページ、4ページをごらんください。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 5目教育費国庫補助金、右の説明欄に記載されております文化芸術振興費補助金の交付が決定されたことに伴い、遊ホール協会補助金の財源といたしまして5節社会教育費補助金に歳出同額の102万円を補正計上するものでございます。

次に、恐れ入りますが、同じ資料5ページ、6ページをお開き願います。

第21款市債 1項市債 7目教育債、右の説明欄、遊ホール音響調整卓更新事業の事業費の確定に伴う財源といたしまして、3節社会教育施設債100万円を減額補正するものでございます。

続きまして、大変恐れ入りますが、資料No.2、一般会計補正予算4ページをお開き、第4表地方債補正の表をごらん願います。

先ほど補正予算で説明いたしました事業費の確定に伴いまして、遊ホール音響調整卓更新事業の地方債限度額450万円から100万円を減額し、限度額350万円に変更するものでございます。

市民交流センターからの補正予算に関します説明については以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 それでは、財政課のほうから議案第93号から第96号の工事請負契約の一部変更につきましてご説明いたします。

定例会初日に所管部長から説明のございました、各議案におけます具体的な増減理由につきましては説明を省略させていただき、私からは議案のみの説明とさせていただきます。

恐れ入りますが、資料No.1の塩竈市議会定例会議案27ページをお開き願います。

まず、議案第93号であります。これは平成25年12月20日に議決をいただきました25-複・交中央第2ポンプ場（土木建築）築造工事につきまして、工事内容を一部変更しようとすることから議会の議決を求めるものでございます。4の契約金額につきましては、現契約金額15億7,896万円を15億5,663万1,000円に変更し、2,232万9,000円の減とするものでございます。

次に、議案第94号であります。次のページ、28ページをお開きください。

これは平成26年12月18日に議決をいただきました、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）新築工事でございます。こちらにつきましては工事内容を一部変更しようとするものでございます。4の契約金額につきましては、現契約金額78億3,000万円を81億9,860万4,000円に変更し、3億6,860万4,000円の増とするものでございます。

次に、議案第95号であります。次のページ、29ページをごらんください。

こちらは平成27年2月20日に議決をいただきました、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）電気設備工事につきまして、工事内容を一部変更しようとするものでございます。4の契約金額につきましては、現契約金額8億7,480万円を9億2,134万8,000円に変更し、4,654万8,000円の増とするものでございます。

次に、議案第96号であります。次のページ、30ページをお開きください。

こちらは平成27年2月20日に議決をいただきました、塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所A棟及び補完施設（C棟）機械設備工事につきまして、工事内容を一部変更しようとするものでございます。4の契約金額につきましては、現契約金額7億7,760万円を8億2,576万8,000円に変更し、4,816万8,000円の増とするものでございます。

以上、4件の議案につきましては資料No.6の79ページ以降に詳細な資料がございますが、説明は省略させていただきます。

工事請負契約の案件につきましては以上となります。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、続きまして総務課より議案第97号あらたに生じた土地の確認について、並びに議案第98号町の区域を変更することについての2議案につきまして、あわせてご説明をいたします。

これら2つの議案は、宮城県が施工しておりました芦畔町地先の公有水面埋め立てが竣功し、あらたな土地が生じたことに伴うものでございます。

まず、資料No.1、定例会議案の31ページをお開きいただきたいと思います。

議案第97号は、ただいま申しました宮城県が施行しておりました芦畔町地先の公有水面埋め立てにより生じた土地につきまして、地方自治法第9条の5第1項の規定により確認をするものでございます。

次に、同じ資料の32ページをお開き願いたいと存じます。

議案第98号は、この新たに生じた土地を本市の区域内に編入する必要がありますので、地方自治法第260条第1項の規定により芦畔町に編入しようとするものでございます。

次に、この土地につきましてご説明いたしますので、資料No.6、議案資料の84ページをお開きいただきたいと思います。

1として概要、2に区域・面積等、3に位置図を示してございます。3の位置図をごらんいただきたいと思います。位置図にございますとおり、この土地の位置は都市計画道路八幡築港線の貞山橋と貞山大橋の間、牛生ポンプ場から八幡築港線に向けた正面付近の貞山運河を埋め立てた土地となります。1の概要にございますように、本市と仙台の間の物流を担う重要路線であります八幡築港線は、渋滞緩和や歩道幅員の確保等のため平成16年度から宮城県が拡幅工事を行ってまいりましたが、その工事の中で必要とされた埋め立てでございます。

2の区域といたしましては、芦畔町154番の2ほかに隣接する公有水面埋立地747.79平方メートルで、芦畔町の一部として編入するものでございます。

議案第97号及び第98号につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 続きまして、生涯学習課から議案第100号塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元に資料No.1、定例会議案、それから資料No.6の定例会議案資料をご用意いたします。

初めに、資料No.1の34ページをお開きください。

塩竈市公民館本町分室及び塩竈市杉村惇美術館の指定管理者の指定につきまして、指定管理者候補者として選定いたしました塩竈市港町二丁目3番9号、仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者に指定しようとするため提案させていただくものでございます。

続きまして、資料No.6、109ページをお開きください。

初めに、指定管理者公募者の概要でございます。7の事業内容、実績をごらんください。事業内容につきましてはアートギャラリーの経営、美術品に関するコンサルタント、コーディネート事業並びに美術品の販売、美術品の展示、管理、鑑定、装丁及び修復業並びにギャラリーショップの経営、各種イベントの企画・制作等でございます。さらには各種燻蒸作業並びに燻蒸用の消毒の販売等々でございます。実績といたしましてはアートギャラリーにおける各種の企画展の実施、美術館、博物館における展示保存作品の環境調査等々でございます。

8番、文化事業の実施状況につきましては、社内に文化事業所管部署を設けており、アートギャラリーの経営、美術品のコンサルタント、コーディネート等の文化事業を行っております。

続きまして、110ページ、候補者審査結果でございます。初めに経過でございますが、平成28年10月3日、第1回選定委員会で募集要綱、選定基準等を協議しまして、10月4日に募集を開始いたしました。10月12日に説明会を開催したところ、2事業者が出席いたしました。11月4日に募集を締め切りまして、結果、1事業者が申請となったわけでございます。11月9日に第2回選定委員会でプレゼンテーションを受けまして審査を行い、指定管理者候補者に選定いたしました。

選定内容でございますが、事業者からのプレゼンテーションを受けまして、8人の選定委員が選定内容につきまして基準に基づき採点いたしました。具体的には、提案内容について11の選定基準項目ごとに5段階で評価をして、基準を乗じた提案内容評価を行っております。

なお、提案内容評価につきましては採用の基準となる最低制限得点として、6割の480点を設定しております。また、価格評価を行いまして、提案内容と評価点と価格評価点の合計を総合評価点といたしました。価格評価点の算出方法については米印どおりでございます。

3の審査結果でございますが、提案内容評価点として628点、得点率を8割弱としまして、また上記算出方法に基づいた提案価格で80点であった仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者候補者に選定いたしました。主な評価検討につきましてはあるとおりでございますが、「ひと+まち=文化 つながる／ひろげる 美術館」をテーマに、市民利用、利用者拡大、にぎわい創出につながる美術館が期待できる。講座やワークショップ等、豊富なアイデア、企画力、発信力がある。そのほか学校教育、教育施設との連携などが挙げられてございます。

総括といたしまして、子供から高齢者まで幅広い対象に対しまして、美術事業の企画力とそ

の提供、それからまちのにぎわい創出につながる企画が高い評価を得て、仙台湾燻蒸株式会社を指定管理者候補者に選定することが適当とされてございます。

続きまして、具体的な評価の視点、選定基準等については次のページ、111ページの4、選定基準等の表をごらんください。表の見方でございますが、左に11の選定基準項目、続きまして評価の視点、委員の合計得点、配点の順となっております。結果、下から3番目の提案内容評価では800満点中628点で、得点率は8割弱となっております。価格評価80点を加えて708点という結果となりました。以下、参考といたしまして112ページないし117ページには募集要項、そして118ページないし122ページには業務内容の仕様書を添付させていただいておりますので、ご参考にごらんいただければ幸いと存じます。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 それでは、議案第101号塩竈市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.1の塩竈市議会定例会議案35ページをお開きください。資料No.1の35ページでございます。

下段の提案理由でございますが、本市と宮城県との間の公平委員会の事務の委託について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく協議を行うに当たり、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

次のページ、36ページには県との規約案を記載してございます。内容といたしましては、第1条が地方公務員法に基づきまして宮城県の人事委員会に委託をするというもの。第2条が県におきます事務の管理、執行についての規定。第3条が費用負担の内容。そして第4条が補足としまして、条例規則等の改廃における通知規定とその他事項に関する甲乙協議についてとなっております。このうち第3条の費用負担につきましては、別途、本市と宮城県との間で協議書を交わし、経費の取り決めを行っていくことになります。

では、委託の概要につきまして説明申し上げます。たびたび恐れ入りますが、資料No.6の123ページをごらんください。

1の概要につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおりでございます。

そして、2の公平委員会の主な事務と本市における処理件数についてであります。①職員の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとることについて、平成17年度に1件。②の職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすることについて

て、平成2年度に1件。③その他職員の苦情を処理することについては、平成27年度に2件、平成26年度に3件の合計5件であります。

3の宮城県内の公平委員会の設置状況につきましては、仙台市を除く3市が単独設置をしており、その他市町村は全て県の人事委員会に事務の委託を行っている状況であります。

次に、4の事務の委託についてであります。まず、第三者の立場であります県の人事委員会に事務を委託することによりまして、第三者から見てより客観性、公平性が高まることが期待されます。このことにつきましては、申し立てをする職員が自分の職場や我々事務局に対して気おくれすると申しますか、遠慮してしまうところなくなりますので、精神的負担の軽減が図られ、結果としてそれが問題解決のスピードアップにつながるものと期待しております。また、過去の処理件数及び他団体の多くが委託を行っている状況を踏まえますと、市全体の業務から見ますと委託することで業務の効率化が図られるものと考えております。

最後に5のスケジュールでございますが、今定例会におきましてお認めいただきますれば、宮城県との協議を進め、2月定例会におきまして関係例規等の整備をさせていただき、3月には受託者側であります宮城県側におきまして県議会へ提案、議決、そして4月からの事務委託開始となる見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、総務課より議案第102号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料No.7及び8をご用意いただきたいと存じます。資料No.7と8でございます。

まず資料No.7、定例会議案その2の4ページをごらんいただきたいと思っております。

提案理由にございますとおり、本条例は地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。資料No.8、議案資料その2の11ページ、12ページをごらんいただきたいと思っております。

また改正内容といたしましては、2にございますとおりつくってございます。まず(1)育児休業等に係る子の範囲の拡大といたしまして、下に括弧書きをしております特別養子縁組

の看護期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子等を追加するものでございます。

次に、(2)の介護休暇の分割、及び(3)の介護時間の新設につきましては、12ページのイメージ図でご説明を申し上げます。現行制度では上部にありますとおり、1つの看護・介護状態ごとに連続する6月以下の範囲で1回だけ取得できるという内容でございます。これらの改正は、まず介護休暇につきましては3回までの分割ができ、その期間の合計が最大6月まで取得できるように拡充するものでございます。また、下段にあります介護時間といたしまして、連続する3年の間、1日最大2時間まで勤務をしない介護時間を容認できる仕組みというものを新設するものでございます。実施時期につきましては、平成29年1月1日からとなります。

議案第102号につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○志子田委員長 14件も審議事項がありましたところ、テンポのいい説明で順調にまいりましたことを感謝申し上げます。

これより質疑を行います。鎌田委員。

○鎌田委員 まず、資料No.3からいきたいと思います。

まず8ページなんですけれども、今回の議会放送業務の委託料で38万9,000円入れているわけなんですけれども、説明ではことしの12月、1月が入っているということなんですけれども、実際に中継はあったのかどうか。

それから、いつも再放送を見てくれる人がいて電話があったりするんですけれども、全然そういうことがなかったので実際はその中継があったのか、それから再放送はあったのか、その辺ちょっとお伺いします。

○志子田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 12月定例会では、昨日の初日からケーブルテレビの放送は行われているということで確認をとってございます。また、その当日の録画放送につきましては、今回分につきましては実施してございません。その分につきましてはインターネットのほうでデジタル化されて、いつでもごらんいただけるというふうな機能を備えてございますので、そういった部分での活用ということでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 実際の契約はどうなっているのか、いわゆる再放送もやっていただくようになって

いるのか。従来、今までであれば再放送もありましたし、あとは時間をおいて。番組の関係ですいているところなのかもしれませんが、2回、3回と放映されていたと記憶をしていますが。そういった契約内容、今回の38万9,000円、これは再放送なしのそのときの中継のみなのか。内部の状況がわかればお教え願いたいと思います。

○志子田委員長 安藤議会事務局長。

○安藤議会事務局長 12月のケーブルテレビの契約内容でございますが、契約につきましては定例会4日間、本会議の分4日間ということで契約をしております、生中継という形でインターネット中継に使うデータをそのままケーブルテレビさんのほうにお流しして、それをそのまま流していただくという契約内容になってございます。

ケーブルテレビさんのお話としましては、午後8時まで延長した場合、放送は可能であります。それ以降につきましては番組編成上、難しいというお話をいただいているという状況であります。でありますので再放送につきましては、今のところケーブルテレビさんとの協議の中ではちょっと難しいという判断をしております。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いろいろ8時過ぎたら、議会が延長した場合は放送されないということはわかりましたけれども、再放送、いわゆる8時以降についてどうのこうのと言っていた分に含むのかかもしれませんが、今までは8時だけ、9時からだけ、再放送をやっていたのは。それがどうなのかと、あとは先ほどの政策課の回答ではインターネット中継で見られるという話をしたわけですが、依然ときのうのはアップされていないし、この間の9月定例議会でもいつアップされるのかと期待はしていたんですけども、何か2週間か3週間か、かなり後だったような記憶があるんですが、他市町村でやっているのはもうその日から大体見られているので、これはどういうことだというふうに私は思っているんですけども、先ほどの回答にはちょっと当たらないと考えるんですが、どうですか。

○志子田委員長 安藤議会事務局長。

○安藤議会事務局長 現状につきまして、事務局からご説明させていただきます。

インターネット中継につきましては契約上、土日を除きまして会議の日から5営業日、ですから土日を除いて5営業日といいますと1週間後という形で、契約上はそういう形になっております。

9月定例会の当初、再放送のインターネット放送へのデータ提供がおくれたのは、全体を当

初で流そうと考えてはいたんですけれども、それでは時間が長い間ずっと市民の皆さんが検索するのを全部検索しなきゃいけないという状況になりますので、議事日程に沿って3分割したらどうかという提案を業者さんからいただいた上で、その上で一日を全部通しで流すということではなくて、議事日程上で例えば諸般の報告までを一つのくくりで流して、それからその他、例えば市長の議案、当局側で出した議案を一つのボタンにすると。ボタンを一つ押すとそこから始まるということで、短いくくりでごらんいただけるようにしたほうがいいのではないかとことでちょっとお時間をいただいたということですが、今定例会からは5営業日で放映いただけるということで契約をしておりますので、そのように考えておりますのでよろしくお願いたしたいと思っております。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあインターネット中継といえば、いつでもどこでもすぐに見られるというのが、そういうのがメリットなのに何でそんなに時間かかるのと。普通のほかのあれを見るとその日のうちにもう見られますよ。ですからその契約の仕方がおかしいんじゃないのかと私は思うんですけれども。

この間の9月定例会で聞いたときは、その内容を精査してからでないとはアップできないというような回答を私はもらったような気がするんです。生中継をしているんですから、じゃあ生中継自体を点検して生中継しなくちゃいけないんじゃないという、そういう論理にもなるわけですが、配慮できないんですか。普通はみんな早いですよ。なぜ塩竈市議会は遅いのと、先ほど言ったように後々見やすいようにというのはわかりますけれども、そういういわゆるとりあえずのあれを全部アップしておいて、後から区分けをしてまたアップするというか、そういう作業もできるのではないかと。丸々すぐアップするんであれば、その日のうちにもうできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 安藤議会事務局長。

○安藤議会事務局長 今いただいたご意見につきましては検討してまいりたいと思っておりますが、9月につきましては議会運営委員会のほうでご検討いただきまして、そういう形で進めてまいりました。でありますので今いただいたご意見につきましても、議会運営委員会それから議長と相談いたしまして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、ちょっとケーブルテレビのほうにちょっと戻るのですけれども、また再放送もやってくれと言ったんです。多分、番組の関係であいてるところで放映してくれていたのかなという、好意的に。そういうふうに捉えるわけですが、そういった番組的にあいている場合は自由に使つていいですよというような話はされているんですか。

○志子田委員長 安藤議会議務局長。

○安藤議会議務局長 以前のお話と申しますか、無償放送の時期と申しますか、ご好意で放映いただいていた時期につきましては、何回か流していただいたという部分がございますが、たしか今年の6月定例会については再放送はいただけないのかなというふうに事務局では認識しておりまして、以前はご好意でということであくまでも放送していただいておりますが、冒頭申し上げましたように何回か再放送の部分、8時以降につきましては難しいというお話をいただいております、それ以上のお話は進んでいないという状況でありました。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 こちらではちょっと6月は、私はやっていたような気がするんです。その中で今回のインターネット中継からのデータを送るシステムになってからは自分たちで撮影したものでないので、そういったところまでは使えないんじゃないかと勝手に解釈しているのではないかと私は考えるんです。そんなこともあるので、自由に使つてほしいということをおかれて、時間があるときは再放送なり、いわゆる空き時間にやるなりどうぞ使つてくださいというようなことを言えば、もしかするとあり得るので、そういったことも今後、提案をしていただきたいなというふうに思ひます。

こればっかりやっていると案件もいっぱいあるので、次に移らせていただきます。

資料No.6、13ページですけれども、人事院の勧告で説明を受けました。この中で、私はいつも一般質問やら決算やらなんやらでちょっと話を何回かしたことがあるんですが、期末手当、勤勉手当この2つ分かれているわけですが、通常いわゆる官公庁では勤勉手当ってあるんですけれども、まず勤勉手当の意味合いはどういうことですか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 手当につきましては期末手当、勤勉手当というふうに分かれておりますが、勤勉手当につきましては基準日時点におきまして勤務の状況、成績率、そう

いったものを勘案して所属長からの評価に基づきまして支給されるものということが勤勉手当ということになります。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、その勤務の状況によってこれはランク分けがかなりあるんですか。現実にはどういった、職員の何%ぐらいがこの勤勉手当をもらえるんですか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 実際のところといたしましては、その在籍期間における勤務の評価ということになりますので、対象としては基本的には全員となります。ただし病休等々、一定期間に在籍をしていないという職員の部分につきましては、減額になるという形になっております。以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 通常のこの名称からいって勤勉手当の勤勉、普通の会社では勤勉でないと言われますよね。それで普通のボーナスの中に、普通の会社であればその中にそういった査定分が何%と入っていて、基本的にもらえる分が例えば8割とか9割であれば、その査定分が10%ぐらいに入っていて、その中で一生懸命やってくれた人、成果を上げた人とかを上げてやる。ないしはさっぱりやらないということはないんですけれども、やらなければ首になっちゃうわけですが、そういった人はちょっと低いという、そういう区分けがあるんですけれども、この勤勉手当、いわゆる官公庁ではみんなあるので塩竈市もあるんでしょうけれども、これは本当に必要なことなんですか。手当がいろいろある中で、水道関係とかを指摘したこともありますが、いつも気にかかるのは期末手当、勤勉手当、何で二通りのこういったあれがあるんだと。簡素化して一本にできないのかというふうに思いますが、この考え方。

それから、人事院から勧告を受けたからといって、なぜということはないけれども、それが全部ここに入ってくるのか。組合もあるんですよ。組合があるんですから組合との折衝で進めれば良いと私は思うんですが、その辺2点、いかがなものでしょうか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 この手当の種類といたしましては、地方公務員法の定めによりまして手当の区分がまずされていると。我々はそこにのっかって対象としての手当を支給させていただいているという内容になります。

労使協議という部分につきましては、まずその前に人事院勧告の取り扱いということになり

ますが、給与の額を決めていく、こういったアップをする、あるいはダウンをするというところも含めまして、我々塩竈市としましては人事院勧告のところを尊重させていただきまして、国家公務員に準拠して取り扱いをさせていただいております。これにつきましては我々塩竈市の人口規模の自治体ですと、こういった民間給与の調査をするための人事委員会、こういったところを設けられませんので、そのよりどころとして国家公務員のほうをよりどころとしているところでございます。

また、労働組合の関係につきましても、その人勧の状況を逐次説明させていただき、最終的には方針が固まりましたら、私どもとしましては組合サイドのほうに申し入れをさせていただきまして、ご理解をいただいた上で進めさせていただいているという現状でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうするとこの勤勉手当、期末手当、これは一本化はできないんですか。もうきちんと決まっていて、これは絶対動かせないものなのか、やる気があればできるものなのか。ないしはどこかでやっている地方自治体があるのかどうか、その辺わかりますかね。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 現行制度の中では、手当の種類としてはこの状態という形になります。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、ですからできるのかできないのかを聞いているんです。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 先ほど申しましたように、地方公務員法の定めとしましては期末手当、勤勉手当というものが定められておりますので、種類としてはこのままという形になります。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それから先ほどの2番目の話をした組合があるわけですから、組合との折衝でいろいろやれるのではというふうに私は思うんですけれども、地方自治体が全部、人事院勧告どおりどの自治体もどの市も均一で給料も一緒というわけじゃないですよ、報酬が。ある程度差があると思うんですけれども、この人事院勧告をそのとおりやらなくてもいいわけです。これは参考であって一般企業であれば、私は石油関係にいましたけれども、石油関係の大手

のほうのあれが参考になるとか、その参考程度の話ではないでしょうか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 答えいたします。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、私どもとしては職員の給与を決定していく際に、その基準となりますものと調査権というものがございません。これは先ほど申しましたように、それを認められているのは人事委員並びに人事委員会、この人事委員会というのは都道府県並びに政令指定都市というところに置くということが、これも地方自治法のほうで定められております。我々塩竈市のように人口五、六万の規模の自治体ではこの人事委員会というものは置きませんので、そうしますと私どもとしてはその調査権、今、鎌田委員がおっしゃいましたように、どの程度の額が妥当なのかという調査をすることが権限としてございません。それによりまして私どもとしましては現在こちらの人事院勧告を尊重しながら、国家公務員のほうがそれで決定されれば、その内容を準拠して取り扱わせていただいているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると話が飛躍しますけれども、塩竈市役所には組合があるということで聞いているわけですが、組合はじゃあ必要なんですか。私の考えとしては、公務員は組合の必要がないと考えるんですけれども、そういった給料関係のあれも全部その人事院勧告に従って進むのであれば、何ら必要ないのではないかと私は思ったりもするわけですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 必要かどうかということはまたおいておくとして、地方公務員につきましてもいわゆる団結権、そういったものは権利として認められておりますので、それについては不要ということを当局側としてちょっと申し上げることではないかなというふうに考えております。

ただ、労使協議の中ではやはりこの内容等を適切に説明させていただき、あるいはそのほかの制度、例えば先ほど別の項目でもありましたような休暇制度、そういったものにつきましても示させていただきながら、ご了解をいただいて進めさせていただいているということをご理解いただきたいと存じます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 これについてはちょっと平行線だと思うので話をやめまして、40ページの市税条例等の一部改正についてちょっとお聞きをしたいと思います。

医薬品関係の1万2,000円を超える場合ということで、40ページのほうで通院関係の費用やら風邪薬、胃腸薬などというようなことがいろいろ要件が入っているわけですがけれども、例えばこの胃腸薬なんかは、いつも胃腸が悪くて常に飲んでいる人が、例えば普通の胃腸薬であればこの1万2,000円には満たないけれども、これをいつも飲まないでだめなんだということで10個単位で買っちゃうとかとって1万2,000円を超えたような場合は、ちょっと個人的な相談みたいな話になるのかもしれないけれども、こういったものも認められるんですか。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 お答えいたします。

その年度、1月から12月までの間に購入した金額になりますので、来年の分という形で買ってもそれは対象になります。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、この要件にかなうやつが総合トータルで1万2,000円以上のやつは免除というか、その対象になるということですね。はい、どうもありがとうございます。

では、次は学校関係のほうのやつで、56ページのほうに移らせていただきます。

ここで私が気になったのは、いわゆる平成29年度に比較して計画していたやつを、長寿命化改良工事としてこれを前倒してやるということで、まあいいなとは思ったんですが、内容をちょっと右側の写真とかを見ると、雨漏りとかはもうこれは何かえらくひどい状況で、なんだい塩竈はこんなにまで大変なのというふうにも思っちゃうような写真が掲載されているんですけれども、この写真はいつ撮られたものなのか。何でこういった雨漏りまでしつつ、さっさということはないんですけれども、早急に対応がとれなかったのか。その辺の経過をちょっとお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 月見ヶ丘小学校の特に3号校舎の写真でございますが、今までできる範囲での修繕はやってきておったところでございますが、やはり大規模な工事が雨漏り防止には必要だというようなところで、このような状況になっております。

この写真につきましては、ことしの1月、文部科学省のほうに要望に行った際に、ちょっと

学校側から提供していただいた写真でございます。学校の現状を文部科学省のほうに訴える資料として活用させていただいた部分としての写真でございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 説得力のある写真でよかったのかなと思っております。子供たちの環境としてはやっぱり将来を担う子供たちですから、お金やら何やら惜しまず、少しでも労力を費やして塩竈のために、将来のためになればいいなと思いますので、今後少しでもこういったことがあれば対応をお願いしたいと思います。

次は、59ページのインターネット接続セキュリティについてちょっとお聞きをしたいんですけども。内容的には説明があったのでわかるんですが、この中でちょっとわからないところは、宮城県が行うのでその辺の内容は今聞いても仕方ないのかもしれませんが、このサーバーというか、ここ経由で行くんですけれども、これはもちろん予備もあって何かの場合対応できる。トリプルくらいに何かになっているんでしょうね、と思うんです。その辺がわかれば。

もう一点は、今回47万1,000円を計上しているわけですが、これは一回限りのものなのか、毎年かかってくるものなのか。その2点を簡単にお願いします。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず1点目のセキュリティクラウド、宮城県が整備する部分でございます。正直、具体的な内容というのは私自身も理解できる部分ではないんですけども、要は1台だけのサーバーというイメージではなくて、複数のサーバーを全体を一つとしてのセキュリティ対策というような形になっているというように認識しております。もちろんそんなに脆弱なシステムをつくるわけではないので、それは心配ないかなというふうには考えています。

あと2点目の47万1,000円の予算でございますが、これは今回、回線を別な回線に変えると。そのための設定費用でございますので、言うまでもなく今回限りの予算というようなことになります。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、ありがとうございます。

次は、68ページのドクターヘリについてお聞きしたいと思います。

ここで3カ所というのは、この3カ所なのというふうに私は思うんですけども。これはこ

の間の協議会で話を聞いたのであれなんです、今回の予算で140万円、いろいろ内容を聞くと看板だということですが、看板3カ所で140万円なんて、何かかなり豪華ですごい看板なのかななんて思ったりするんですけれども、これはどういう。いわゆる看板1カ所について1個でないから何個かつける。あとはある程度あっち方面にありますよとって誘導するようなそういった看板とか、その看板の具体的な案というか、簡単をお願いします。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 先ほど説明申し上げたんですが、ドクターヘリは緊急時におりますので、日ごろからその場所がドクターヘリのランデブーポイントに指定されているということを周知するための一枚物の看板という形になります。道順とかそういったことでなくて、あくまで施設内に掲げる看板ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、140万円で3カ所で結構な金額で、ちょっと看板屋をやりたいなというぐらいと思いましたが、これはちょっとこんな論議をしても仕方がないので。

あとは110ページの指定管理者制度について、お聞きをしたいと思います。この仙台湾燻蒸株式会社で指定管理者に現在もなって、1回目の指定管理者になっているわけですが、この経過やら内容についてはお聞きしたのでわかりました。

それで、指定管理者制度になってこの美術館を運営されてきて、この中で問題点があったのかなのか。それから問題点だけでなく、まあかなりこういういいことがありましたよということがあれば、特筆すべき事項といいますか、そういった報告したほうがいいというようなあれがあればお聞きをしたいと思います。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 それでは、お答え申し上げます。

美術館を運営させていただいているんですが、設置して2年、それから1年半が経過してございますけれども、この中で効果といいますのは、ご承知のとおり町なかの美術館として市民の方が気軽に町なかに美術館で親しむことができる、あるいはそういった美術館の事業を通しまして交流する方々がふえてきて、建物歩きですとか、それからハローウインの子供たちの商店街めぐりですとか、そういったことで非常に動きが出てきたというのがまず1点、非常に美術館ができて目に見える変化ではないかというふうに考えてございます。以上で

ざいます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私は平日で月1回以上ぐらいあそこに行っているんですけども、下の貸し館的なところは定期的な方がいろいろ借りられていることは見ているんですが、もうちょっと上へ上がっていったり来てきたとかというのはあんまり見たことがないんですが。土日がやっぱり中心といたしますか、来客はそういった内容なんでしょうか。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 ご指摘のとおり、来館者の数を見ても平日ではなく土日、お休みの日に訪れるという場合が散見されるところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、わかりました。

ちょっと最後に、考えてみると30分も質問したかなというところなので、後の人ができなくなると困るのでやめようかと思ったんですけども、もう一点だけ。

最後の101号でいろいろメリットを上げていただきました。一番大きいのは、私としては最後に説明があった、今までだと職員が受け付けをしていたというところがあるので相談しづらかったのかなということは重々了解したのですが、その他のメリットとしては何かございますか。なければいいんですが、これで質問を終わらせたいと思います。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 その他のメリットとしまして、また以下にもありますとおり、効率的という言葉を使ってどうかはあれですけども、本市の規模でもって設置している状況というのが行政の範囲上として効率性が高められるのではないかとというのがメリットの一つのかなというふうに考えております。我々塩竈市の公平委員さんは大変、優秀、立派な方々ではございましたけれども、県のほうでも専門の方々がそろっておりまして、これまでと同じように職員の方々の公平性、透明性についての確保は図られるものというふうに考えております。以上でございます。

○志子田委員長 ほかにご発言はありますか。伊勢委員。

○伊勢委員 資料No.6、13ページの給与に関してちょっと確認だけさせていただきます。

13ページのところで、給与制度の改正というところで配偶者に係る扶養手当の見直しという

ものがございます。ここには配偶者はこれまでの1万3,000円から1,500円、子供さんのいるところへの手当というんですか、6,500円から1,000円とこういうふうになっているんですが、ちょっと対象だけ。ここには対象を書いていないので、どのぐらいの職員さんが配偶者控除の廃止で対象がいらっしゃるのか。そして子供さんの関係で対象になる方が何人ぐらいいらっしゃるのか。ちょっとその辺だけ確認させてください。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 今ありましたけれども、配偶者控除の廃止ではなくて配偶者手当、扶養手当関係の見直しということでお答えをさせていただきます。

今年7月の時点での扶養手当を支給されている職員が、今後どういう影響を受けるかということで扶養手当全体としてまとめさせていただいていましたので、その内容でお答えをさせていただきます。本年7月で全会計の職員数は631名おりまして、そのうち何らかの扶養手当を受給している職員は268名おります。この中で最終的に平成30年度の時点でどうなるかということを試算してみたんですが、ちょっと質問を超えてしまうところがございますが、増額になる職員が164名、62%ほど。減額になる職員というのが98名で36%ほど、その調整部分の中で増減しなかったと、結果的には増減なしという職員が6名で、2%ほどというような形になっております。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 子供さんの関係でちょっと答えていなかったような気がするんですけども。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 ちょっと先ほど冒頭で申し上げましたが、扶養手当全体としての算定だけちょっとさせていただきましたので、今申し上げたものにつきましては配偶者並びにお子さんを含めて、結果的にどういふ増減があるかということでお答えをさせていただきました。ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。268人で現状ですね、7月現在で。行く行くは平成30年度で164人あるいは98人ということで、わかりました。全体としてはこういう変更に伴うことによって、ある程度の若い方々、職員も含めて支援になるのかなというところは理解するところです。わかりました。

次に、もう一つは薬局の薬の関係、40ページのところですか、先ほど鎌田委員がお話した

とおりですが。それで、制度はこういうふうに変わりますよということで理解はするわけですが、すけれども市販の、つまり一般の薬局に売っているものでお医者さんの診断がなくて取り扱う薬、こういうふうに捉えればいいんだよね。それでいいでしょうか。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 厚生労働省で指定するその薬なんですけれども、ほぼ全て該当するように見受けられます。処方箋なしで一般の医薬品のみで、OTCはオーバー・ザ・カウンターの意味なんですけれども、カウンター越しに販売される医薬品というふうに捉えていただいて結構かと思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこでこういう新たな制度ができて、そういう市販といいますか、買う方が結構いろいろいらっしゃると思うんですけれども、問題はその周知といいますか、例えば結構こういう薬局、大手スーパーさんもやっているし、やはり窓口なんかでこういう制度が変わりますよという周知の方法なんかは、何らかの対処で考えていらっしゃるんですか。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 こちらの新制度なんですけれども、来年の1月1日支払いの医療費から対象になります。そうしますと申告時期としましては再来年の2月、3月の確定申告時期になります。もちろんその間に来年の2月、3月にことしの申告がございまして、なってすぐとなると逆に混乱が発生する可能性もございまして、時期ですとかそういった方法とかといったものについては今後、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 薬を利用する方々の関係で、確かに申告の時期にPRというのはわかるんですが、自分の申告だけでもどうするか手いっぱい、なかなか頭に入らないと思うので、いろんな形で例えば広報でもよろしいし、あとは実際にその薬を取り扱って市販で売っている店舗というところにもやっぱりわかるような掲示をしていただくと、なおいろんな意味で、ああこういう制度ができたんだなということがわかると思うので、そこはひとついろんな工夫を凝らしてください。わからないようにしないで、薬を買っているよという方々の助けとなるように、ひとつよろしく願いをいたします。

次に、マイナンバーですけれども、これでいうと43ページのところでしょうか。同じ資料の

43ページのところです。この実施については今後、2月1日から実施していくということのようですが、利用する時間帯はどうなっているのかをちょっと確認させてください。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 朝の6時半から夜の11時までという時間帯が利用できるようになります。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 朝の6時半から11時までだということですが、一つはコンビニエンスストアでそういう利用する際は個人情報の類になっちゃうので、例えば利用する際にコンビニでも覆いというんですか、そういうのがあるのかどうか私は利用したことがないので。自分の個人情報、家族の個人情報なのでそういうものが大丈夫なのかどうかということが1点と、あとはそのカードをお持ちの方々の例えばなくしたときとか、届け出というふうにしておけばそれはできないよというふうには聞いたんですが、その辺の対処方だけちょっと確認させてください。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 その覆いかという部分については、コンビニには覆いというのはないんですが、ちょっと横向きからできないような形、いわゆる携帯のスマホ操作等も、今は横から見るとなかなかのぞき見ができない状態のシステムになっているかというふうに思っています。ただ、当然後ろに立たれた場合については見られる場合がございます。その辺については、個人の責任の中でちょっと注意していただきたいというふうに思っております。

あともう一点、システム上については教育委員会でも説明していましたように、専用回線を使ったりそういった部分で対応しているので、システム上については問題ないというふうに思っております。

またなくした場合、カードの取り忘れとかそういった部分については、コンビニ交付の機械、端末自体が音声でわかりやすく、これを忘れていきますとか、取り忘れていきますとか、そういった部分の音声で示されますので、まず機械自体の取り忘れはそういったことでは防げるんじゃないかなというふうに思っております。

あとなくした場合、それについては24時間体制で受け付けてきておりますので、気づいた段階でストップというふうなこともできますので、セキュリティ上はかなり高度になっている

んじゃないかなというふうに理解しております。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 これもひとつ周知方はぜひよろしくお願いをしたいと思います。わかりました。

それから、クラウドはさっき鎌田委員がおっしゃったので、60ページのNEWしおナビ100円バスのところでちょっと確認をさせてください。

60ページのところにこの間の実績といいますか、新ルートでの試験施行ということで載っております。一つは協議会でも言っていたと思うんですが、施行し、そして実際に今後、本格運行ということでの委託をするということですが、一つは時間帯がもう少し。早い時間とか夕方の時間とかできないものなのかなというのが1点と、それからよく言われている逆コースというんですか、逆回りということも含めて可能なかどうか。その辺の対処方についてだけ、検討範囲に入るのかどうか確認させていただきたいと思います。

○志子田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長 100円バスについてご質問いただきました。まず第1点目は時間とかの運行日の拡充についてご質問いただきましたが、これまで100円バスの運行につきまして地域公共交通会議を通しましてご承認をいただいているという経過がございます。その議論の中では、やはりかなり100円バスの運行というものに関しましては他の公共交通への影響といったものが大きいといったご意見を頂戴しておりますので、なかなかその拡充というのは難しいというふうに考えてございます。

また、逆回りというふうな運行ができないかということにつきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、まずは4月からは現行で試験運行しておりますとおりでスタートさせていただきたいというふうに考えてございます。また効果促進事業ということで、調査事業をあわせて実施してまいりますので、そういった中で改めてそういった部分については調査をしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よろしくお願ひします。

あわせて例えば少し、公共交通会議というんですか、そういうところでの議論はありますが、やはり利用者の方々への適切なアンケートみたいなものを作って、利用する方々の声ができるだけ拾っていけるという仕組みはどうなのかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○志子田委員長 相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長　そういった利用されている方のアンケート等につきましても、来年度以降、効果促進事業を活用しながら調査してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○志子田委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　はい、わかりました。

ひとつ利用者の方々の意に沿うような形といいますか、願いにかなうような形でやっていただければ市民の皆さんにとってもありがたい制度だなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、浦戸の燃油の隣に62ページございますが、これは今回の補正で予算化したということで1月1日からやっていくということですが、今後は例えば補正ではなくて当初予算に組み込むとか、そういう政策的な島に対する島民の皆さんへのそういった捉え方といいますか、政策予算として今後は事業が遂行されるのかどうか、ちょっと確認だけさせてください。

○志子田委員長　相澤政策課長。

○相澤市民総務部政策課長　今回補正をお願いいたしましたのは、やはりこの資料に記載してございますが価格差是正、それから安定供給といった視点で取り組みをさせていただくということでございますので、今年度限りということではないということでございますので、よろしく願いいたします。

○志子田委員長　伊勢委員。

○伊勢委員　今年度限りではないと。つまり次年度に希望をつなぐと、こういうことで捉えましたので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続いて、ドクターヘリでちょっと、これは私的にはよくわからないところなんです、68ページのところでヘリポートが着陸するためのところがあると思うんですが、例えばヘリコプターだと大分砂が離着陸のときにぱっと舞っちゃうというか、そういうことも考えられていくと思うんですが、看板をつけるのはそれはそれで、ああここがそうだなということがわかるんですけども、その辺の関係なんかはどんなふうになってくるんですか。例えば中学校とかそういうのがどうなのか。

○志子田委員長　伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長　マニュアルで説明をさせていただきたいですが、これは芝生化というふうな方法もありますし、アスファルト化という方法もあるんですが、当面は今回指

定させていただいた玉中については、消防のほうに着陸前にその場に行きまして、放水とかをしながら砂が舞い上がらないような手段をとるというふうなことがマニュアル上決まっております。そういった部分の中で今は対応させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、該当すると2のところのみなと公園とか3のところの桂島ですか、そういう作業施設のところなんかは、そういう消防が行かなくても大丈夫なようなヘリポート基地になっているのでしょうか。なるのでしょうか。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 施設的には水をまかなくていいんですが、ただ、これもマニュアル上なんですが、基本的に消防が安全を確認した上で初めて着陸できるというふうな状況もございますので、一旦は消防というふうな部分があるかと思えます。ただ、浦戸につきましてはなかなか消防艇が行くまでは実際30分ぐらいかかると。実際にドクターヘリについては基地病院から行くと10分もかからない、5分ないし10分で到着するということもあるので、現実的に消防車が着く前にもうヘリが行ってしまいますので、その運用の部分の中で消防団とか地元の協力を得ながら対応していきたいというふうな部分でございます。以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ヘリコプターが5分10分で行ってしまうと。その前に。ひとつその辺は関係するところとよくご相談、協議していただいて、対処方をよろしくお願ひしたいと思います。

あと、75ページのところで、学校給食の関係で先ほど報告がございましたが、委託せざるを得ない、職員の皆さんがやめてしまったということでの報告で委託しますよということなんですが、本来は職員の皆さんについてはこの学校給食を進めていただければと思うんですが、行政財政改革のもとでの配置で退職者不補充ということなんですが、そこは見直しをかけるとかという考えはないんですか。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 市全体の方針として、これは国でも話をしておりますアウトソーシング化の方針を受けて行財政推進計画というものを進めてまいっている状況でございますので、このような方針は継続させていただくというような形で考えておりま

す。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうするとおのずと職員さんがだんだん減っていったって、自校方式からセンター方式にならざるを得ないという筋道になっちゃうんですが、その辺でセンター化について進め方をどのように進めようとしているのか、考えだけちょっとお聞かせください。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 前回の協議会の中でも説明させていただきました。学校給食運営プランを受けて、現在、候補地を選定作業中でございますが、まだ決定しておらないということで、作業スケジュール的にも候補地が決定してからセンターができ上がるまで、これは直営でやった場合4年なり5年、あとPFIとかそういうふうな手法を取り入れるとさらに1年ぐらい追加されるだろうというような形での見通しなり、大体おおまかな計略、概略は考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 前に聞いたときに、平成30年以降のセンター化を進めますよというふうな話は聞いてはいたんですが、その考えに変わりはないということですか。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 このセンター化については、もともとは国で示した衛生基準をちゃんとクリアしようというようなことでございますので、自校方式では対応できない部分がございますのでセンター化の方針は変わらないということでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今後、引き続き注視を払うということが一つ。それから委託については選択しないと学校給食を維持できませんので、そのことについてはそれを踏まえつつ必要なことだろうなど、現時点でということ考えておりますので、よろしく願いいたします。

あとは公有水面の関係で、ちょっと地域の皆さんからも出された意見もあるので、84ページですね。

あの辺の関係で、公有水面の埋め立てをすることになったということですが、これは道路の拡張と護岸工事がセットになっているんでしょうか。ちょっとその辺の関係だけ確認させてください。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 事業としては先ほどご説明で申し上げましたので、県の事業ということをご理解をいただきたいというふうに思います。現況といたしまして道路を拡幅するということにあわせて、貞山運河沿いのほうのいわゆる防潮堤的な機能も持たせた道路ということで承っておりますので、そのような機能を持っているということでございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。県のほうから例えばそういう防潮堤的な道路云々ということで、こういうふうな形で進みますよというのは、市のほうに何らかの説明等があったのでしょうか。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 私ども総務課の立場として承っておりますのは、以前に公有水面の埋め立てを行うという段階での内容、これは平成15年の9月定例会で議決をいただいているところでございます。この際の埋め立ての目的としましては、八幡築港線整備事業による道路用地の確保ということで、埋め立てが必要ですよという内容でございました。

大変恐縮ながら、総務課のほうでは道路の形状等々は、ちょっとそこまでのお預かりは恐縮でございましたがしておりませんでしたので、ご理解いただければというふうに思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。今後そういうことも含めて住民の皆さんの声があるので、これは一ついろいろ県との関係なので、ここであれこれ言ってもわかりませんので、今後、確認をしていきたいと思っております。公有水面は以上です。

あと杉村惇美術館についてだけ、ちょっと二、三触れさせてもらいます。

私もきのう、改めて杉村惇美術館のほうに伺った次第です。内容的にも3年ぐらい前の開館のときよりも非常によく、こういうパンフレット、冊子などもいただけてきました。私が一つ感ずるところでいうと、町なかの交流ということで先ほど回答がございましたが、実は本町の方々からも、まず今現在の駐車場の台数の確認からさせていただきます。どのぐらいの利用の台数を確保しているのか、その辺だけ確認させてください。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 それでは、本町分室並びに美術館の敷地内の駐車場の台数の関係だと思っておりますので、敷地内には15台ほど、それから本町の民

間駐車場を借り上げております部分がございます、大体35台弱を確保しております。

また、講演会等の大きな催し物等がある場合には、付近の第一小学校ですとか、それから本町くるくる広場等々の協力を頂戴しているというような状況でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そこで実は地元の方々からもうちょっと、例えばちびっこ広場というんですか、昔言った。ああいうところとか、隣に民地があって、そういうところももう少し活用したらどうなのかなと。お金のかかる話になるし、ちびっこ広場はいいにしても、そういう声もあって、できるだけ今本町の復興というんですか、津波以降の再建からいっても大事な施設だなというのは理解するんです。そういうことも含めて、その辺のトータルとしてこれは事業者もありますし、あとは市としての対応方もあるのでその辺。この点数の中にも111ページのところで7のところ、中心地に立地する美術館としてにぎわい創出に貢献するような計画があるのかということで、80点の配点の中で68点なので、一つは駐車場の整備確保がやっぱり必要なかなとは思いますが、その辺はいかがなものでしょうか。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 今ちびっこ広場のお話が出ましたけれども、現在もちびっこ広場のほうを一部利用させていただいている状況でございます。ご指摘のとおり町なかの美術館ということもございますので、これらの協力をいただいている駐車場は、例えばイベント等については借りやすくというお話の一方で、やはりその駐車場といいますか、車だけではなくて本町商店街を初めとしまして、周辺の神社ですとか亀井邸さんですとか、それから旧ゑびや旅館なども歴史的な文化財的なものの建築などを楽しむような、町歩きの中で散策を楽しみいただけるような情報発信ですとか、それからあるいは関係部局と連携しながら進めてまいりたいというふうに所管課としては考えてございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 きのういただいた資料の中でこういうふうにマップをつくって、美術館に行つてこういうマップとセットでいただいてまいりました。一般的な観光マップとちょっと違って、主にはミュージアムのPRということですが、例えば一工夫してもう少しまちの中のいろんな商店の紹介とか、せっかくですから。少しその辺の回遊に利するような仕組みで皆さんのお店の中にも生かせるような取り組みをぜひ進めていただければいいのかなという

ふうに思います。

ちびっこ広場はやはり、ちょっと見た目は何か昔のちびっこ広場そのものの状況になっていて、もうちょっと小ざれいにしていただいて。美術館の活用ですので、せっかくの取り組みですので、ああここが美術館の駐車場なんだというのがわかるように、せっかくの美術館に見合うような駐車場整備はぜひ進めていただければいいのかなと思うんですが、どんなものでしょうか。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 おっしゃるとおり、現在、ちびっこ広場のほうはバスの駐機場のような形で利用させていただいておりますので、今後はそのようにきれいに整備させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○伊勢委員 なおよろしくお願ひします。

最後に、遊ホールだけちょっと確認させてください。遊ホールの設備で音響設備が整いましたというお話ですが、今後、遊ホールはいろいろ多目的に活用されると思うんですけれども、前は舞台照明も整備したと思うんです。それから音響が整って、そうすると今後の課題としては何なのか。さらに集客していく上での設備面での今後の課題というのはどういうことなのか、ちょっと確認させてください。

○志子田委員長 伊東市民交流センター館長。

○伊東教育委員会教育部市民交流センター館長 お答えいたします。

遊ホールにつきましては、老朽化に伴いまして計画的に整備はしてまいりました。それで委員がおっしゃってましたように去年は照明、それから今回は音響、そしてあと残っていますのが遊ホール関係だと例えばピアノなんかもありましたり、そういった機材関係ではちょっと出てくる予定としては組んでいるところでございます。

済みません、大変申しわけありません。それから今のところ修理と老朽化してきたということになるんですが、LED照明等の照明関係の更新ということもちょっと視野に入れているところでございます。以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 はい、わかりました。ひとつ今後も遊ホールそのものの活用が市民の皆さんの利益に供するように、さまざまな意味でご検討していただひてよろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 ほかにご発言はありませんか。小野委員。

○小野委員 では私のほうから少なく、今回の議会に関してはいろいろこれまで聞かれてきましたので理解をしておりますけれども、43ページの個人番号カードのコンビニエンスストアのところで、周知・広報の件も今まで協議会等でいろいろ聞いてきましたけれどもこの取得の方法、これもきちんとある程度表示というか、徹底していただいたほうがより丁寧かなと思うんですが、この辺のところを確認します。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 端末の操作の方法とかそういうことで。はい。端末操作については誰でもわかりやすいような形で、先ほど申したように音声で全部案内されるということなので、わかりやすいかというふうに思っています。ただ、ちょっと検討を今しているところなんです、広報とかそういったホームページ等とかで、そのやり方等についても掲載できればというふうな部分は検討している最中ですので、よろしくご理解いただきたいというふうに思っています。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。今回いろいろ補正予算等の中でも、こういった個人番号カードの利便性の向上の部分とか、あとは60ページのNEWしおナビ100円バス新ルート便ということで、こういった点を私もこれまでいろいろお願いをしまいましたが、これでできるところまでしっかり検討していただきまして、利用者の皆様の利便性向上のためになるよう、私も心よりお願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。よろしくお願います。

○志子田委員長 ほかにご発言はございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 済みません、久しぶりに質問させていただきたいと思います。

まず、議長を中心にしまして今回の補正予算を見ますと、議会の思いを酌み取っていただけた部分も見られるのかなと思ひまして、その辺につきまして市長、副市長を初め、担当部署の皆様へ感謝申し上げます。ありがとうございます。今後ともぜひ取り入れていただきますようお願いをしたいと思います。

ところで、うちの会派で総括質疑をいたしまして、委員会の審査に任せるといふふうに言われてしまったものですから、触らないわけにはいかないのでもちょっと質問をさせていただき

たいと思います。

工事の例の補正の案件でございます。議案番号といたしましては第93号から第96号までの間になるかと思いますが、基本的にこれを見る限りは工事費がふえたり減ったりということで、税金を効果的に使うためにその都度対応をしているんだなということは理解しております。その上でお伺いをしたいのですが、やはり物事というのは発生した時期があるんだと思います。その発生した時期から今回こうやって補正の議案として上がってくるまでの間、所管の委員会等々で情報提供といいますか、そういったことというのはあるとより理解が深まるとは思うんですが、今後そのような対応をしていただけるかどうか。ちょっとお願いでございますが、聞きたいなと思ひまして。よろしくお願ひします。

○志子田委員長 内形副市長。

○内形副市長 今定例会で総務教育常任委員会のほうに付託されております契約案件が4件ほどございます。今伊藤委員がおっしゃるとおり、案件が発生する時期が結構まちまちでございます。されど工事は進んでおりますので、とめるというわけにいかない部分もございまして、今後、我々としましては協議会等を通しまして、こういった部分での情報提供をさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。多分、委員各位も時系列的に行政側と情報が共有されていくことによって理解が深まるんだと思ひますので、その辺をお願いしたいと思ひます。以上です。

○志子田委員長 ほかにご発言ございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時09分 休憩

午後0時10分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

採決いたします。

議案第83号ないし第87号、第93号ないし第98号、第100号ないし第102号については、原案の

とおりの可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第83号ないし第87号、第93号ないし第98号、第100号ないし第102号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午後0時11分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃